

小学校給食費の徴収方法の変更について（答申）

上記の議案を提出する。

令和 2 年 11 月 26 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 11 項及び立川市学校給食運営審議会条例施行規則第 2 条第 2 号の規定による。



令和 2 年 1 1 月 2 6 日
第 22 回教育委員会定例会資料
教育部 学校 給食 課

令和 2 年 11 月 18 日

立川市教育委員会

教育長 小町 邦彦 殿

立川市学校給食運営審議会

会長 石田 裕美



小学校給食費の徴収方法の変更について（答申）

令和 2 年 10 月 30 日付立教給第 1465 号で諮問を受けたこのことについて、慎重に審議を行った結果、下記の通り答申します。

1 答 申

立川市では、学校給食に係る経費については、学校給食法の定めるところにより、学校給食の実施に必要な施設、設備、運営に必要な経費は学校の設置者である立川市が負担し、食材料にかかる経費は学校給食費として保護者が負担しています。

また、保護者が負担する学校給食費については、児童の健全な成長に必要な栄養量を根拠とし、その確保ができる食品構成に基づいて積算されています。その確実な徴収は、安定的な食材の確保はもとより、児童の健全な成長に不可欠です。さらに、その徴収方法については公平、公正で保護者に分かりやすいことが求められます。

諮問されました給食費の徴収方法の変更については、月額徴収から現在緊急避難的な当面の措置として実施している月ごとの喫食数に応じて徴収する日割り徴収に変更するというものです。この方法は、保護者の理解が得られやすく、また、「喫食分の給食費を負担する」という点では、臨時休業や転入・転出の際の給食費計算も明確となり、公平性も担保されます。

これらのことを踏まえ、本審議会で審議した結果、小学校給食費の徴収方法を月額徴収から、月ごとの喫食数に応じて徴収する日割り徴収に変更することは妥当であると判断いたしました。令和 3 年度以降の給食費徴収については、裏面のとおりです。

なお、給食費の徴収方法の変更にあたっては、保護者、各学校に対して丁寧に説明するようにと申し添えます。

小学校給食費 1食単価

(単位：円)

	低学年 (1・2年生)	中学年 (3・4年生)	高学年 (5・6年生)
単独調理校	248	263	277
共同調理場校	243	257	272

令和3年度の給食費徴収額 (予定)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
給食実施回数	14	18	19	18	3	20	20	19	18	14	17	15	195

※各校において給食実施日を決めているため、本表と一致しない学校もある。

(単位：円)

区分	積算方法	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
単独調理校	低学年 1食単価 (248) ×実施回数	3,472	4,464	4,712	4,464	744	4,960	4,960	4,712	4,464	3,472	4,216	3,720	48,360
	中学年 1食単価 (263) ×実施回数	3,682	4,734	4,997	4,734	789	5,260	5,260	4,997	4,734	3,682	4,471	3,945	51,285
	高学年 1食単価 (277) ×実施回数	3,878	4,986	5,263	4,986	831	5,540	5,540	5,263	4,986	3,878	4,709	4,155	54,015

共同調理場校	低学年 1食単価 (243) ×実施回数	3,402	4,374	4,617	4,374	729	4,860	4,860	4,617	4,374	3,402	4,131	3,645	47,385
	中学年 1食単価 (257) ×実施回数	3,598	4,626	4,883	4,626	771	5,140	5,140	4,883	4,626	3,598	4,369	3,855	50,115
	高学年 1食単価 (272) ×実施回数	3,808	4,896	5,168	4,896	816	5,440	5,440	5,168	4,896	3,808	4,624	4,080	53,040

※低学年＝1・2年生、中学年＝3・4年生、高学年＝5・6年生

※実際の口座からの給食費引き落とし金額は、4月分は5月分と、8月分は7月分と、3月分は2月分と合算する。

小学校給食費の徴収方法の変更について

新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る臨時休業措置により、4月から給食提供が停止となり、給食提供開始が6月15日となった。小学校給食費は、年間195回の給食実施を前提とした月額（定額）制だが、令和2年度においては195回の給食実施が困難であり、従来の給食実施月に月額（定額）で給食費を徴収すると、給食の1食単価を確保できないことが判明したため、緊急避難的に当面の措置として日割り（一食単価）による徴収を現在行っている。令和3年度以降の小学校給食費の徴収方法について、学校給食運営審議会からの答申に基づき変更する。

1 小学校給食費の徴収方法の変更（案）

① 学校給食運営審議会の答申（令和2年11月18日）

学校給食運営審議会の答申では、1食単価による日割り徴収について、「保護者の理解が得られやすく、また、「喫食分の給食費を負担する」という点では、臨時休業や転入・転出の際の給食費計算も明確となり、公平性も担保されます。これらのことを踏まえ、本審議会で審議した結果、小学校給食費の徴収方法を月額徴収から月ごとの喫食数に応じて徴収する日割り徴収に変更することは妥当であると判断いたしました。令和3年度以降の給食費徴収については、下表のとおりです。」と述べており、令和3年度以降の小学校給食費徴収額は下表のとおりとした。

小学校給食費1食単価

（単位：円）

	低学年 (1・2年生)	中学年 (3・4年生)	高学年 (5・6年生)
単独調理校	248	263	277
共同調理場校	243	257	272

令和3年度の給食費徴収額（予定）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
給食実施回数	14	18	19	18	3	20	20	19	18	14	17	15	195

※各校において給食実施日を決めているため、本表と一致しない学校もある。

（単位：円）

区分	積算方法	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
単独調理校	低学年 1食単価(248) ×実施回数	3,472	4,464	4,712	4,464	744	4,960	4,960	4,712	4,464	3,472	4,216	3,720	48,360
	中学年 1食単価(263) ×実施回数	3,682	4,734	4,997	4,734	789	5,260	5,260	4,997	4,734	3,682	4,471	3,945	51,285
	高学年 1食単価(277) ×実施回数	3,878	4,986	5,263	4,986	831	5,540	5,540	5,263	4,986	3,878	4,709	4,155	54,015
共同調理場校	低学年 1食単価(243) ×実施回数	3,402	4,374	4,617	4,374	729	4,860	4,860	4,617	4,374	3,402	4,131	3,645	47,385
	中学年 1食単価(257) ×実施回数	3,598	4,626	4,883	4,626	771	5,140	5,140	4,883	4,626	3,598	4,369	3,855	50,115
	高学年 1食単価(272) ×実施回数	3,808	4,896	5,168	4,896	816	5,440	5,440	5,168	4,896	3,808	4,624	4,080	53,040

※低学年＝1・2年生、中学年＝3・4年生、高学年＝5・6年生

※実際の口座からの給食費引き落とし金額は、4月分は5月分と、8月分は7月分と、3月分は2月分と合算する。